

第4号議案

広島県立高等学校学則等の一部改正について

広島県立高等学校学則及び広島県教育委員会告示の一部改正について、次のとおり提案します。

令和3年4月21日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

広島叡智学園高等学校の入学定員の策定及び広島県立高等学校入学者選抜等におけるインターネット出願の導入に伴い、広島県立高等学校学則及び広島県教育委員会告示の一部改正を行う。

2 改正内容

改正する規則等名	改正内容	ページ
広島県立高等学校学則 (昭和28年広島県教育委員会規則第4号)	・広島叡智学園高等学校の入学定員の策定 ・広島県立高等学校入学者選抜及び広島県立特別支援学校高等部入学者選抜におけるインターネット出願の導入に伴う一部改正	1
広島県教育委員会告示 (広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法に行わせ、又は行うことができる手続等)	・広島県立高等学校入学者選抜及び広島県立特別支援学校高等部入学者選抜におけるインターネット出願の導入に伴う一部改正	2

3 施行期日

- (1) 広島県立高等学校学則の一部を改正する規則…公布の日
- (2) 教育委員会告示(広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法に行わせ、又は行うことができる手続等の一部を改正する告示)…公布の日

4 根拠規定等

別紙のとおり

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前														
<p>(校名、設置学科、修業年限等)</p> <p>第二 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高等学校の学校ごとの生徒の定員は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。ただし、広島県立広島叡智学園高等学校については、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校名</th> <th colspan="3">定 員</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>第一学年</th> <th>第二学年</th> <th>第三学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県立広島叡智学園高等学校</td> <td>六〇人</td> <td>六〇人</td> <td>六〇人</td> <td>一八〇人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学者選抜料)</p> <p>第二十五条 (略)</p>		校名	定 員			計	第一学年	第二学年	第三学年	広島県立広島叡智学園高等学校	六〇人	六〇人	六〇人	一八〇人	<p>(校名、設置学科、修業年限等)</p> <p>第二 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 高等学校の学校ごとの生徒の定員は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。</p> <p>(入学者選抜料)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 入学者選抜料は、納付書により納付しなければならない。</p>	
校名	定 員			計												
	第一学年	第二学年	第三学年													
広島県立広島叡智学園高等学校	六〇人	六〇人	六〇人	一八〇人												

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

広島県教育委員会告示第 号

平成三十年広島県教育委員会告示第二号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)		(略)	
条例等	条項	条例等	条項
広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）	第十四条第二項		
広島県立特別支援学校学則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号）	第十五条第二項		
広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）	第十八条第二項		
広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）	(略)	広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）	(略)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号]

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

○広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成十六年十月十二日条例第三十八号

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する県の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

○広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

平成十六年十一月十九日規則第六十七号

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、県の機関等に対して行うこととされ、又は県の機関等が行うこととしている条例等に基づく手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、県の機関等が別に定める。

○広島県立高等学校学則

昭和二十八年六月二十三日教育委員会規則第四号

(校名、設置学科、修業年限等)

第二条 高等学校の校名、課程、設置学科及び位置は、別表第一のとおりとする。

- 3 高等学校の学校ごとの生徒の定員は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。

(入学の出願)

第十四条 入学志願者（併設型中学校から併設型高等学校へ入学を希望する者及び広島県立広島皆実高等学校全日制衛生看護科から同校専攻科衛生看護科へ入学を希望する者を除く。）は、保護者と連署した入学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。

(入学者選抜料)

第三十五条 入学志願者は出願の際、県立学校の授業料等に関する条例第二条の規定による入学者選抜料を納付しなければならない。

- 2 入学者選抜料は、納付書により納付しなければならない。

○広島県立特別支援学校学則

昭和三十一年三月三十一日教育委員会規則第二号

(入学手続)

第十五条 高等部の第一学年に入学しようとする者は、保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむをえない事由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書に、障害の状況を記載した書類を添え、校長に願出しなければならない。

○広島県立高等学校通信教育に関する規則

昭和三十二年十月十八日教育委員会規則第十二号

(入学志願手続)

第十八条 入学志願者は、保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむをえない事由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書に、教育長が必要と認める書類を添えて、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。

○広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等

平成三十年十月二十二日教育委員会告示第二号

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（条例第二条第十号に規定する手続等をいう。以下同じ。）を次のように定める。

条例第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等は、次表の上欄に掲げる条例等（条例第二条第一号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の同表の下欄に掲げる条項に規定する手続等とする。

条例等	条項
広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）	第十三条第一項